

1. 当院について

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている「保険医療機関」です。

2. 公費指定医療機関について

当院は、公費医療機関として以下の指定を受けています。

労災指定医療機関

難病の患者に対する医療等に関する法律に伴う指定医療機関

生活保護法指定医療機関

結核予防法指定医療機関

原爆医療指定医療機関

3. 入院基本料について

当院には、看護職員が7名以上勤務しています。

4. 入院診療計画・院内感染防止対策・医療安全管理体制・褥瘡対策・栄養管理体制・意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染対策・医療安全管理体制・褥瘡対策・栄養管理体制・意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

5. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

6. 届出について

当院は、九州厚生局に下記の届出を行っております。

① 施設基準等に係る届出

【基本診療料】

- ・時間外対応加算2
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・有床診療所入院基本料(Ⅰ)
 - 看護配置加算1
 - 看護補助配置加算1
 - 夜間看護配置加算1
 - 夜間の緊急体制(有)
 - 看取り加算(有)
 - 有床診療所急性期患者支援病床初期加算(有)
 - 有床診療所在宅患者支援病床初期加算(有)
- ・入退院支援加算2及び入院時支援加算
- ・短期滞在手術等基本料1

【特掲診療料】

- ・脳血管疾患等リハビリテーション評価料(Ⅲ)
 - 初期加算及び急性期リハビリテーション加算(有)
- ・運動器リハビリテーション(Ⅰ)
 - 初期加算及び急性期リハビリテーション加算(有)
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料1及び3
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料
- ・酸素の購入単価
 - 大型ボンベ算定単価 0.42円
 - 小型ボンベ算定単価 2.36円

7. 保険外負担に関する事項について

当院では、以下の項目について、その使用量・利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

① 特別療養環境の提供

個室A(220号室) 6,600円(税込)

【テレビ・冷蔵庫・トイレ・洗面化粧台・ソファベッド・クローゼット・机】

個室B(230号室・250号室) 4,400円(税込)

【テレビ・冷蔵庫・トイレ・洗面化粧台・ソファベッド・クローゼット】

② 診断書・証明書の提供

診断書(学校・会社・警察署他提出)

1通 3,000円

診断書(生命保険・後遺症・身体障害他提出)

1通 7,000円

自賠責診断書

1通 5,500円

自賠責明細書

1通 4,400円

その他(簡易的なもの)

1通 1,000円から

CD-R代

1枚につき 500円

コピー代

1枚につき 30円

③ 保険外負担に係る費用

【松葉づえ】【キャストシュー】【コルセット】

貸出時に4,500円預金、返却時に4,000円返金

紙おむつ(M～L) 1枚 120～140円

リハビリパンツ(M～3L) 1枚 140～190円

尿取りパット(リハ・夜) 1枚 50～90円

8. 一般名での処方について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

9. 入退院支援に係る院内掲示

当院では、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、各部門と連携し退院のご支援を実施しております。

詳細については、院内に掲示しておりますのでご参照ください。

10. 医薬品の自己負担の新たな取り組みについて

令和6年10月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

（先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を特別料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。ただし、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合などは、特別の料金は発生しません。）

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

※令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001282666.pdf>

11. 医療情報の活用について（医療情報取得加算）

当院は、質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療を行っています。

取得するデータの内容は「受診歴」「薬剤情報」「特定検診情報」その必要な診療情報を取得します。

12. 医療DX推進体制整備加算について

当院は、医療DXを通じた質の高い診療提供を目指しています。



とっても簡単!

マイナンバーカード

1 受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

2 本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証

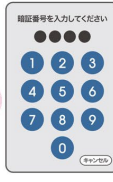
顔を枠内に入れてください



or

暗証番号

暗証番号を入力してください



3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の予歴以外の診療・処置情報
も当院に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報は当院に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



日本医師会
Japan Medical Association



日本歯科医師会



日本薬剤師会
Japan Pharmaceutical Association

13. ベースアップ評価料について

医療現場で働くスタッフの賃上げを実現するため、当院も令和6年6月よりベースアップ評価料を始めさせていただきます。これはスタッフの賃上げにすべて充てられます。ご理解のほど、何卒よろしくお願い致します。

※令和6年6月から「ベースアップ評価料」がはじまります。(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001303600.pdf>